

## 協働のまちづくり市民会議会議録

会議名称	第10回山口市協働のまちづくり市民会議
開催日時	平成20年3月20日（木曜日）午後1時00分～午後5時30分
開催場所	山口総合支所3階 第10・11会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	辻正二委員、坂本俊彦委員、渡辺洋子委員、清水春治委員、井出崎小百合委員、河村律子委員、曾田元子委員、中村保男委員、中山美穂子委員、西村美紀委員、原田章子委員、原田雅代委員、平井多美子委員、福田嘉夫委員、益田徳子委員、山根伊都子委員、山本貴広委員、山本豊委員、若崎啓一委員（19人）
欠席者	加藤結花委員、國吉正和委員、久保田美代委員、藏本信江委員、豊川智恵委員（5人）
事務局	安光協働推進課長、山田主幹、杉田主任主事、豊田主任主事（4人）
議題等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あいさつ</li> <li>2 市民委員「市民会議への思い」発表</li> <li>3 今後のスケジュール</li> <li>4 本日のプログラムの説明</li> <li>5 条例の構成と条文の検討</li> <li>6 次回開催について</li> <li>7 その他</li> </ol>
内容	<p>&lt;事務局&gt;</p> <p>【1 あいさつ】</p> <p>&lt;事務局&gt; 最初のあいさつ 本日の配布資料の確認 会議録署名委員の指名</p> <p>&lt;事務局&gt; 本日の会議録の署名を益田徳子委員と山根伊都子委員にお願いしたいと思います。 それでは会議に入る前に、前回の謝礼と交通費のご質問について、事務局からご説明させていただきます。</p> <p>&lt;安光協働推進課長&gt; 安光でございます。本日は皆様お疲れ様でございます。 まず会議を山口総合支所以外の場所でも開催してはどうかというご指摘についてです</p>

が、かえって委員の負担が増えるのではないかと考えております。また謝礼について、自主勉強会以外の会議の謝礼は交通費も含んだものですが、これまで明確にお示しをしていませんでした。

プロセス検討会議、調整会議につきましては、自主的な会議ということでご理解をいただいておりますが、自主勉強会については曖昧なところがあり、今回のような疑義が生じた大きな原因となったのではと考えておまして、大変申し訳なく思っております。

今後は、会議の位置づけなどにつきましても、皆様と協議しながら進めていきたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

<事務局>

交通費の件等につきましては皆様よろしいでしょうか。

《異論なし》

<事務局>

それでは、これからの進行につきましては社会長さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<社会長>

みなさん、こんにちは。今日で10回目の会議になります。最初に、中山美穂子委員さんと河村律子委員さんにスピーチをお願いしたいと思います。

## 【2 市民委員「市民会議への思い発表」】

<中山 美穂子 委員>

この条例作りに対する思いということで、改めて最初にどんな気持ちで自分が応募したかなど、応募の際に出した作文をもう一度読み返してみました。

そうすると、「地域が自立し、コミュニティに支えられた市民の権利とそのために市民が負う責務というものを明確にし、さらに市民・コミュニティ・まち全体が元気になるために、行政・議会などがいかに動くか。その仕組みづくり、ルールづくり、さらにそれがわかりやすく説明され、具体的な実践システムを市民がみたときに市民の理解・共感を得て、それに積極的に市民が参加してくるような、そういった条例をつくっていくことが必要ではないか。合併して地域は広くなりましたが、地域を越えたネットワークを作ることにより、感動と元気が生まれるような、それを発信できるような街づくり、それができる条例を作りたい。」これが、私が応募のときに考えた文章です。

実際に条例作りにかかわってみて、今作りつつあるものがそういったものになっているのか、なりつつあるのかということを私自身、送られてきた資料を見て思いました。

私も一市民と同じように、専門的な知識も何もなく、ただ気持ちだけで参加しています。わかりやすいものにしたいという、そういったものが少しは入っているかなと思います。ただ、私たちのような年代が残していく仕組みづくりということの責任を感じていることも応募のときの作文の中に書いています。後の世代の人たちが、こんな仕組みを作ってもらってよかったと思えるかな、と問いかけながら作っています。その答えは、やはり条例を作っていない方がそれを見たときにどう感じるかを自分が理解したときに初めて出るのはないかと思っています。自分としては、自分なりに納得できるものを作りたいと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

< 辻会長 >

ありがとうございます。それでは引き続き、河村律子委員さん、お願いします。

< 河村 律子 委員 >

大変お世話になっております。河村です。

最初に参加することになったときには西村という名前だったのですが、今年こんなに自分に色々なことが起こるとは思わずに、年度の初めに市民会議に参加してみようと思い参加しました。もうすぐ出産をすることになるなんて予想もしていませんでしたので、皆様には色々ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんけれども、そういった意味では結局色々な立場でここに参加していくことになったなと思っています。

この市民会議に参加してみようと思ったのは、以前まちづくり情報センター「やこねっと」の仕事をさせていただく機会がありまして、そこで市民活動や自治会活動をされている方々取材して、ホームページや市報で紹介させていただく仕事をしていました。

その時に、まちづくりをしている人たちにたくさんお会いすることができました。

みなさんの生き生きしている姿を目の当たりにして、またそれを市民の方々にお伝えすることができ、そのことからまちづくりという活動に興味を持ちました。そして自分自身もまちづくりというか、楽しく生活できるとか、豊かに暮らせるとか、そういったことを考えて活動するということで、その輪ももっと広がって、いろんな人の豊かな暮らしに結びつくといいなと思うようになりました。

そういうわけで、この会議で条例を作ることになり、実際難しいと実感していますが、単純に暮らしやすいとか快適なまちを作りたいという思いで参加しています。

まちづくりの中で、当初は私くらいの世代ができることをとって思っていたのですが、次第に高齢になっていく両親が住みやすいまちについて考えるようになり、そして今は、もうすぐ出産するという立場になり、未来のこどもたちのことも考えるようになりました。少しずつ色々な立場で考えられるようになったことは良かったと思っています。

来月くらいから少しお休みいただきますが、これからも頑張っていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

< 社会長 >

どうもありがとうございました。

河村委員さん、気にされずに元気で出られるときに来ていただければと思います。

思うに、やはりこの 24 名の委員にも一人ひとり生活があります。この中で西村さんが河村さんに変更されたという出来事も私にとっては非常に印象深いですし、このときに河村さんが出産されたという記憶も残り、良かったなと思っています。

ご両親のためにというところから、自分たちのこどものためということ、それがまさに私たちの願いだと思うので、そういった発想で今後ともかかわってほしいと思います。

次の発表者は、平井多美子委員さん、山根伊都子委員さんをお願いします。

### 【 3 今後のスケジュール】

< 社会長 >

それでは、今後のスケジュールに入りたいと思います。資料 1 をご覧ください。

今日は 10 回目の会議ということで、4 月に 2 回会議を行い、条例素案の中間案を作り、5 月からパブリック・コメントを約 1 ヶ月行います。5 月の下旬からはフォーラムを考えております。市内の中央部と北部、南部の 3 箇所ぐらいでの開催を予定しております。そしてパブリック・コメントやフォーラムで出てきた意見を検討しながら、最終案に向けて議論するという流れで、スケジュール通りいくかは分かりませんが来年 4 月からの条例施行を目指しています。

4 月には 2 回会議がありますので、今日を含めてあと 3 回で中間案を作ることになります。今日、中間案の確認、協議をして素案を作り、次回にその素案を訂正、そして 4 月の 2 回目の会議ではフォーラムでの対応方法を考えていかななくてはなりません。

5 月からは、中間案を広く市民に公表して、パブリック・コメントを 5 月 1 日から約 1 ヶ月間募集します。これに関してのホームページ掲載や市報掲載等は事務局をお願いします。意見が出てきた後に、私たちがそれを条例素案に反映させていくことになります。

フォーラムについてですが、開催場所は明確に決めておりませんが 3 箇所で開催する予定で、市民の方々と意見交換をするミニフォーラムというかたちになるかと思っています。できれば全員参加くらいが良いのですが、地区毎に担当者を変えて、市民の方々から直接意見を聞き、それに対して答えるというかたちで行いたいと思っています。

このフォーラムは、市民の方々に私たちがつくったものを分かりやすく説明し、市民の中にこの条例の精神や考え方を伝えていくということで、今回の条例で重要な部分である協働の考え方においても非常に大事になってくると思います。

ですから 4 月の 2 回目の会議では、フォーラムをどう進めていくかなど皆様に知恵を出していただく必要があるかと思っています。自分がフォーラムに出席したときにどう伝えていけばいいかなどを考えていただけると助かります。

以上のスケジュールですが、ご意見等ございますか。

< A委員 >

だいたい4月の終わりから5月いっぱい各自治会の総会のシーズンで、山口市の自治会連合会もこの春組織変えになります。早めにスケジュールを組んで、フォーラム参加を求める必要があるのではないですか。

< 社会長 >

先程フォーラムは5月の中下旬から6月上旬までと言いましたが、自治会の総会の時期を避けて対応しても良いと思っています。

今回のフォーラムで非常に重視しているのは、市民参画や協働、またこの条例に関して市民の方々がどう考えているかについて、色々な提案・質問があるだろうという点です。私たちが説明する中で、私たちの訓練にもなります。またフォーラムに来られた方たちに、こういう時代の中で市や私たちがどうしていこうかと説明する場でもあります。

ですから、6月中旬など自治会の方々がより多く集まれる時期の方が良いと思います。

よろしいでしょうか。中間案ができますと今度は外に出て行って説明するようになります。全員が全フォーラムに参加する必要はありません。会長・副会長も3名おりますから、3グループに分けて会長・副会長のうち一人がひとつのフォーラムに行くなどして、全フォーラムを会長である私が仕切るようなことはやめようかと思っています。若い人たちにも協働・参画という考え方のものを見つけていってもらいながら、それを広めていくというほうが良いかと思っています。皆様方もフォーラムに入って行って説明に参加していただければと思っています。

この件はよろしいでしょうか。

< B委員 >

パブリック・コメントは5月1日から5月末までを計画されていますが。

< 社会長 >

パブリック・コメントの間にフォーラムを計画するという事です。パブリック・コメントは事務局に入ってきますから、その都度事務局から私たちに伝えてもらうか、今のところはどちらかという、我々がフォーラムでいただいた意見とパブリック・コメントの意見を合わせて、整理・検討しながら最終案を取りまとめたと思います。

< B委員 >

わかりました。パブリック・コメントに良い意見があれば、集約はできていなくてもフォーラム参加者に伝えていったほうが良いのではないかと思ったのです。

< 社会長 >

パブリック・コメントは中間点くらいである程度集まった意見を事務局から教えても

らうと、フォーラムでの質問に答えやすくなりますね。

一ヶ月くらいのフォーラムになりますが、こういったスケジュールになるでしょうか。

<事務局>

今のところ日にち等は決定しておりませんが、できるだけ多く参加いただければと思いますので、土曜日、日曜日か平日の夜に1時間半～2時間弱の日程で進められたらと思っております。そのあたりのことは皆様とまたご相談させていただきたいと思っております。

<社会長>

スケジュール関係はそういったところでしょうか。

#### 【4 本日のプログラムの説明】

<社会長>

それでは、レジュメの4番目の「本日のプログラムの説明」に入ります。

今日は前回の調整会議を受けて、資料4で条文全体を詰めたいと思っております。条文は全体で30程ありますが、今日は大事なところを中心に、順に進めていきたいと思っております。

前回の市民会議では、班に分かれて条例全体の構成図を考えてもらいました。協働や市民参加のあたりがこの条例の中心になります。協働の中に地域コミュニティやNPOのような市民活動団体のことも当然入っていますが、この協働と市民参画のところを大事ということで、みなさんもだいたい共通した意見だったと思っております。そして全体の柱立て等を整理して検証しました。それを受けて第3回の調整会議を行い、条例の構成案をみんなで討議しました。やはり協働と市民参画というところが中心に検討されたのですが、前回の市民会議では議論されていなかった、条例の位置づけや見直し、評価・推進機関についても、途中までですが調整会議の中で議論しました。それを事務局にまとめてもらったものが本日の資料であり、これを基に条例の構成と条文の検討をすることとなっております。では、事務局に資料について説明してもらいます。

<事務局>

それでは、お手元の資料の中の、資料2『(仮称) 山口市まちづくり基本条例構成案』について事務局から説明させていただきます。

資料2の構成案については、第9回での市民会議のグループワーキングと第3回の調整会議での協議を踏まえて、条例案を事務局で整理しました。今後はこの条例案を最終的にどう構成し、どういう順番で条文を謳っていくのかを考える必要があります。条文の内容について、漏れている視点がないかななどをこれから協議いただくため、項目や構成など条例の全体像が見えると条文の内容に入りやすいのではないかとということで、このような整理をさせていただきました。では内容についてご説明させていただきます。

まず、いわゆる総則規定といわれる「目的」「定義」「基本理念」を規定しています。条文には第何条というかたちで条文の番号をうっております。第1条の「目的」の前には「前文」が入ってまいります。法令的には前文から始まり、「目的」「定義」「基本理念」という順序が一般的なものでございます。「前文」は、今後皆様にご検討いただきたいと思っております。

続きまして、第4条からですが、まずこの条例の目的である「住民自治の実現」や「個性豊かで活力ある自立した地域社会」を実現していく上で、一番基本、前提となる「市民の権利と役割」の項目があがってきます。

この条例は、市民のみなさんの権利を制限したり、義務を課すような条例ではなく、これから市民のみなさんと一緒にまちづくりを進めていきましょう、これからの山口市をこういうかたちで進めていこうという条例です。より市民のみなさんの意識や意欲に訴えかけていく条例になると思っておりますので、最初に謳われるものにインパクトがあることになると思っております。ですから、この条例を推進していくうえで一番大切な大前提の部分が最初に入ってきます。

第4条では、「市民の権利」として、「市民のまちづくりへの参加の権利」と「市政に対する意見提言」、「知る権利」を謳い、第5条では、「市民の役割」ということで、「まちづくりに市民の主体的な参加」を求めていくという、表裏一体の関係になっています。

続いて、住民自治や豊かな地域社会を実現するうえでの具体的な制度設計や仕組みづくりとして、「協働」と「市民参画」という大きな2つの項目があがっています。この条例の目的を達成するため、何をするのかを第6条以下に謳っています。まず、第6条から第15条に「協働」という手法を使った「新たな公共の空間のつくり方」が規定されています。次に、第16条から第19条で、「開かれた市政」や「市政への市民参加」を推進していくうえでの「市民参画」の内容が規定されています。

「協働」の項目の中には、「協働」を推進するうえで包括的な規定である「協働の推進」という項目と、それから「協働」を進めていく主体となる「地域コミュニティ」と「市民活動」という2つの項目があり、その中に条文が入ってくるというかたちになります。

次に、「市民参画」についてですが、参画の機会を保障するという内容と、「パブリック・コメント」や「附属機関等の委員」という具体的な制度による、市民参画の実効性を高めていくという内容になっています。

次に、第25条から、基本条例の見直し、評価を含めた進行管理と、この条例に基づく協働や市民参画の施策の調査、審議、評価等を行う「評価・推進機関」ということで27条までがあがっています。

そして最後に、第28条に「条例の位置づけ」、第29条に「条例の見直し」に関する規定、最後になる第30条には雑則規定である「委任」規定があがっています。

以上のように、全体として30条で構成された内容になっています。

個別の条文の内容については、前回の会議で皆様に考えていただいた柱立てのとおり作成しました資料3の条文個票で、協議いただきたいと思っております。

簡単ではございますが、構成図の説明は以上です。

< 社会長 >

以上、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

< B 委員 >

今までの会議の議論でよく出てきていたのが、自治会とNPOのことだと思いますが、そういった言葉を全く使っていません。どこかに入れたら良いのではないかと。

< 社会長 >

自治会は地域コミュニティに入れているつもりです。それを具体化していくことはこれから検討すれば良いと思います。前文に残すとか、地域コミュニティとするとか。ひとつの意見として参考にさせていただきたいと思います。他にございますか。

< C 委員 >

目的、定義、基本理念を先に固めたほうが良いと思います。なぜかという、例えば第6条に「市民等」という言葉がありますが、「等」というのがよく分かりません。「市民」について定義すれば、「等」は省くことができるのではないのでしょうか。それから、目的に「市民と行政の役割を明らかにし」という文言がありますが、ここは、「市民と市」で良いと思うし、協働の定義の「共に汗を流して」の文言はなくて良いと思う。まず定義などを詰めて、必要なものがあれば追加すれば良いと思います。

< 社会長 >

私の考えとしては時間も回数も少ないので、一から始めると途中で終わってしまうと思います。基本的な考え方の部分は既に出てきていますので、目的、定義、基本理念のところ議論することは、文章的な整理だと思います。今回議論で重要になる「協働」や「市民参画」のところについては、今までにたくさん意見が出ていますが、さらに追加や削除の意見が出るかもしれませんので、先に議論したいと思います。

また特に前文についてはみなさんの思いを出す部分になりますので、ここはあとにとっておいて、今日は「協働」と「市民参画」のところを押さえたいと思います。

#### 【5 条例の構成と条文の検討】

それでは、中身に入らせていただきます。

第6条から第15条に協働の考え方、人材育成、環境づくり、協働にかかわってくる事業者のことなどを謳っています。地域コミュニティのところでは自治会等を、そして市民活動のところではボランティアやNPO等について、それぞれの役割、推進、支援につい



て記載しています。ここで条文を一通り読み上げますので、討議しましょう。

第6条 市民等と市は、それぞれの特性を理解し、相互に尊重、補完し合いながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第7条 市は、まちづくりを支える人材を支援するとともに、その担い手を育成するための施策を講ずるものとする。

2 市民等と市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民の主体性や自立性をはぐくむ環境を積極的に整備するものとする。

先ほど、C委員から「市民等」とは何かというご意見がありました。この点について何かご意見ございますか。

< B委員 >

「市民等」は一般的な言葉ではないので、条例にふさわしくないと思いました。

< 社会長 >

この中に、市民活動団体なども含んでいるという考えもありますが。

< C委員 >

もし「等」が必要であれば、定義の中で「市民の中には学生も会社や業者も入る」などと謳えばよいので、定義をある程度決めたらよいのではと最初に申し上げたのです。

< 社会長 >

それでは市民の定義を考えましょうか。

< 渡辺副会長 >

第8回の市民会議で、この条例の目的や協働についての議論で、委員から出た意見は、この場合の市民は、市民や事業者、自治会等を広く含めるというものでした。それを受けた調整会議で、『最初の表現に「市民と市」という言葉があるが、市民というのは個人と受け取られる可能性がある』ということで、「市民等」という言葉を用いています。このあたりは解説文や定義等を含めて、意見を出し揃えて固めたいと思います。今は条文の中でいう「市民」は、個人も団体も含めるとの共通認識でよいと思います。

< 社会長 >

よいでしょうか。ここでの市民は、個人だけでなく、団体も含めるということで。

< C委員 >

私の市民の考え方は、「市民とは、市内に在住または在学する個人及び市内に事務所及び事業所を有する法人その他の団体をいう」というものです。このように、NPOや学生も含めて定義にしておけば、「等」という言葉をつけなくても解決できると思います。

<社会長>

私個人の考え方ですが、例えば「市民の権利」という文言が条文に出てくると、個人の色彩が強くなります。団体も市民とする広義で解釈する市民と、狭義で解釈する市民があるということです。なので、その定義は最後に調整すれば良いと思います。もし定義で調整できなければ解説で対応することもできます。今は市民が個人だけではないことを認識しておきましょう。では、次に7条に入ります。何かご意見はありますか。

<D委員>

「まちづくりを支える人材」という文言ですが、これは私の個人的な意見ですが、市は先に人材を育成して、そこで育成された人材に対して支援するというかたちに持っていったほうが適切ではないかと思います。

<渡辺副会長>

調整会議で、『リーダーシップのある方よりも、すばらしい特技や才能をお持ちなのに「私なんか…」というような人へのきっかけを作りたい』という意見があったので、こういった文章になったと思います。つまり、この文言が前にあるのは、まずはそういった芽のある人たちのきっかけを作ることだと思います。なので、そういう方を発掘するという事で「発掘」という言葉を入れると良いと思うのですが。

<社会長>

「市は、まちづくりの担い手を発掘、育成し、支える人材を支援する」ということですね。要するに発掘、育成のほうが先ということですね。

<渡辺副会長>

調整会議ではそういった話だったと思います。

<坂本副会長>

今のところですが、まちづくりに関わる人というのは2種類想定されていて、ひとつはまちづくりを直接実施する人、そしてその活動を支援するという間接支援の人がいると思います。今のご意見は、間接支援する人のことが先に出てきているから少し違和感があるということだと思います。

<社会長>

要は、「人づくり」について、市民全体がまちを大好きになるような、そこまで入れたものを考えていくのか、それとも、実行部隊の人たちへの育成に特化したものを謳うのか、ここはこれまで議論してきていませんでした。

基本的に、みんながまちを大好きになるようにということがベースにあり、そのために実際に地域の中で良くするために関わるという人を育成し、さらにその活動に対してサポートするということが必要であると思います。

<渡辺副会長>

調整会議ではそういう話でした。きっかけづくりというか、芽を持っている人を出していくというようなものであると良いと思います。

<社会長>

そうですね。それと、ここは第2項はいらないのではないのでしょうか。

<渡辺副会長>

ここは「市民等」になっているので、先に活動を始めた人たちの役割として新たな人材を巻き込む、あくまで本人の自主性を大事にしつつ、巻き込むという、その辺のテクニックが謳ってあるのではないかと思います。すごく大事な要素だと思うのですが。

<E委員>

条例になると、こういうふうになるのかと思っています。例えば、「自立性をはぐくむ環境を積極的に整備する」と聞くと、市は逃げたかと思ってしまいます。もっと具体的なイメージをみなさんに持ってもらえるような解説があるとよいと思います。例えば先ほどの「まちづくりを支える人材を支援」といっても、よく分かりません。大事なところなので、イメージしやすいようにしてほしいと思いました。

<社会長>

第7条では市の役割が謳ってありますが、市の役割というのはもっと後の条文に出てきます。本当はここでいう「人づくり」は、協働の活動をしている人の支援をいうのではと思うのですが、「市は」と書いてしまうと、市の役割になってしまう。ここはこれまであまり考えてこなかった部分なので、次回までの宿題にしたいと思うのですが。

<F委員>

この「市は」というのは、市が「人づくり」をするということで市の役割が書いてあるのですが、「市の責務」のところにはそのことは何も書いていません。協働という言葉がわざわざ謳ってあるので、ここで市の役割を入れてあるのかと思います。

それから、事前に資料は送られていて、みなさん目を通していると思います。できれ

ばこの場で議論したほうが良いのではないのでしょうか。

< A 委員 >

自主的にまちづくりを進める人を最初は支援して、そしてその担い手を育成するというかたちにもっていけば、協働のまちづくりの中の人材育成ということになるのではないのでしょうか。

< G 委員 >

積極的に参加する市民が活動しやすい環境をつくらないと協働は実現していきません。まちづくりを支える人材を支援するには、地域のコーディネーター役が必要になります。コーディネーター役が、人材を見つけ、その担い手となる人を育成できるような場を提供するということを調整会議で話しました。協働のまちづくりの地域のコーディネーター役は、市ではなく、「市民等」に入っている人たちです。その方たちがうまくつながってまちづくりができると思います。

今、ご意見があった表現する順番ですが、下手につなげると誤解を招く可能性があるので、一つひとつ表現したほうが良いのではないかと思います。例えば、参加していない人たちに誘いをかける環境づくり、実際に活動している人の環境づくり、それから地域コーディネーター役というように、一つひとつあげれば良いと思います。

< H 委員 >

今の話を聞いて「人づくり」というよりも、市と市民等の協働ということなのかなと思いました。なので、第7条の第1項に「市は」となっていること自体、意味がないのではないかと思います。それぞれ、今活動している人たちも、新たな人材、仲間を増やすという意味で関わらないといけないし、市はその人材育成に支援するという意味も含めて、条例はいろんな立場の人について作ったほうが良いのではないかと思います。

< 坂本副会長 >

先ほどの第7条の第1項については、地域コーディネーターをイメージしていたので、市民が行うには負担であるということから、「市は」と置いていました。

第2項は市民等と市となっているので、ここはこれまで市民活動などに参加していない方のきっかけづくりということで、市だけでなく、私たちも自分たちの後継者を育成するということに、こう表現した意図があると考えます。

つまり、まだ活動していない人に働きかけるということ、今実際にいる人を支援するという、さらにコーディネーターを育成するということの3つあると思います。

< I 委員 >

手法は2つあります。一つは、条文は簡単につくり解説文を詳しく書く、もう一つは

条文を詳しくつくり込み、解説文は簡単に書く。私は条文をシンプルにして、その解説を詳しく書き、そこに思いを表すほうが良いと思います。

< 社会長 >

第2項の表現を変えて、「人づくり」は市だけではなく、誰もが協働できるような文言のほうが良いと思います。それでは10分間の休憩に入ります。

～休憩～

< 社会長 >

再開します。

この条文案はもともとグループワーキングによってできたものを、調整会議を通じてここに上がっているわけですが、条文の意味や、反映されていない意見がないかななどを協議しながら進めたいと思います。では第8条に入ります。第7条は「人づくり」でしたが、第8条は「環境づくり」について謳っています。

第8条、市民等と市は、協働を推進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、協働を推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

第1項は「市民等」と謳ってありますが、「環境づくり」について、どこまでイメージしているかということだと思います。

< D委員 >

第7条の第2項と第8条の第1項の条文が良く似ているように思います。「人づくり」と「環境づくり」は確かに似ていますが、「環境づくり」の中に「人づくり」が入っているのか、それとも別立てなのか、どう解釈していくのでしょうか。

< 社会長 >

「人づくり」のほうはソフト面、「環境づくり」はハード面と理解していますが。

< A委員 >

協働を推進するために必要な環境というのは、事務局のようなものかと考えていました。例えば、事務局費とか、事務局の場所などです。

< F委員 >

私は、ここの「環境づくり」というのは、「コミュニティ交流センターを設置する」という、以前の会議に出ていることをイメージしていると考えています。つまり、先にある程度経緯などが説明してあることで、「〇〇交流センターを設置」などと具体的な名称等を条例に書くことは相応しくないということで、こういった表現になっていると思います。

< 社会長 >

そうすると「施設整備」ということでしょうか。

< A 委員 >

17 ページの条例案が条文修正案になったと解釈すれば、わざわざ「環境」と入れずに、「施設整備」とすれば良いと思います。

< D 委員 >

言葉がどんどん短くなっていっているので、第 7 条の第 2 項と第 8 条の第 1 項に同じ印象を受けます。確かに経緯を見ると、そうだったと思うのですが、そのあたりのことはいかに解釈文をつけていくかだと思います。

< 坂本副会長 >

第 7 条の場合は、「市民の主体性や自立性をはぐくむ」とあるから、これはソフトだろうと分かります。そうすると、それに対応している第 8 条は言葉が足りないと思うので、何か付け加えれば良いのではないかと思います。

< 社会長 >

他に何か気づきはありますか。いずれにしても、先ほども意見があったように、条例にはできるだけ分かりやすい解説文をつけます。

< J 委員 >

条文は簡潔明瞭で、みなさんの思いが入れれば良いと思います。具体的な部分は解説書とか協働推進プランなどで見えてくるはずですよ。

< 社会長 >

F 委員が言われたように、この条文は最初にコミュニティ交流センターがイメージとしてありますが、条例の文言の中に固有名詞を出すことはできませんので、施設整備ということでしたらと思いますが、よろしいでしょうか。

《 異論なし 》

それでは次に進ませていただきまして、第9条に入ります。

第9条 事業者は地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 教育機関は、保有する資源を活用し、さまざまなまちづくりの主体と連携、協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

ここは良く出来ていると思うのですが、何かお気づきの点等ございますか。

<D委員>

文化施設に携わっている専門職の人、例えば学芸員や舞台裏の仕事を専門的にされている方は市民に入るのか、それとも事業者・教育機関に入るのでしょうか。

<社会長>

この条文は空き教室の利用等がイメージとしてあるかと思いますが、教育機関は明らかに文化的な機関と言えるでしょう。小・中・高・大学など教育機関はたくさんありますが、特に公立学校は少子化などで空き教室が出てきています。今はそういった空き教室は積極的に地域に開放していますが、昔はそういった教室があっても外に開放していませんでした。そういう、持てるものを出していこうということであるかと思います。

<A委員>

学校施設開放の組織があります。そこで運動場や体育館などを1年間利用したいという人は、2月中に募集してスケジュール調整して、みんなで使えるようにしています。

<社会長>

例えば地区、町内会で持っている集会所や公会堂のようなものはどうでしょう。

<A委員>

集会所は町内会が使っていなければ、使わせてもらえると思います。

<社会長>

わかりました。それでは、教育機関のところは広くとるようなかたちで、解説文で対応しましょう。それでは第10条の地域コミュニティの役割に進みます。

第 10 条 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域の課題の解決に向けて、計画的に取組み、安心して安全な地域づくりに努めるものとする。

2 地域コミュニティは、様々な団体と交流・連携してまちづくりを推進するものとする。

ここはどうでしょうか。「様々な」という言葉はかたいので、平仮名のほうが良いように思いますが。

< C 委員 >

「様々な」という言葉が条文にあるのは違和感があります。「各種団体」という言葉はどうでしょうか。「様々な」というのは「いくつか、対比されるものが一つひとつ違っている様子」を言い、「各種」というのは「いろいろの種類」を言うそうです。これは国語辞典に載っているものなので、条文で使うものとは違うのかもしれませんが、この意味からすると「各種」という表現のほうが良いかと思います。

< 社会長 >

そうですね。言葉の流れとしては「各種」のほうが良いですね。そうしましょう。

< A 委員 >

「地域の課題」とあると、だいたい全部入るのはわかるのですが、最後に「安心して安全」と入ってくると、防災はどうだろうと思うのですが。

< 坂本副会長 >

「安心して安全」という文言に、防災の意味も含めてあらゆる意味が入ると思います。

< 社会長 >

それでは第 11 条に入ります。

第 11 条 市民は、地域コミュニティ活動を理解し、協働により地域活動に主体的に参加、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるように努めるものとする。

< K 委員 >

第 1 項は「協働により」ではなく、「協働のよる」のほうが良いのではないのでしょうか。

< 社会長 >



「協働により」という文言は省いたほうが良いということも言えますね。

<坂本副会長>

条文案で言うと、もともと「市民は協働による活動が可能な地域において」とあり、それが段々と変形していつてここに「協働により」というかたちで残っています。そもそも「協働による活動が可能な地域」は、あえて言わなくても良い気がします。

<辻会長>

そうですね。そのほうがすっきりしますね。では第1項の「協働により」というところは省きましょう。第2項のところはよろしいでしょうか。

<辻会長>

では、次の第12条の「地域コミュニティ活動への支援」に進ませていただきます。

第12条 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対して情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる。

ここは「～できる」とあって、今までとは少し違った感じになっていますね。

<C委員>

「～しなければならない」だと市が責任を感じるため、行政が運営しやすいようにしているところだと思います。

<F委員>

それは私も感じました。せめて「努める」という表現にしてはどうでしょうか。

<I委員>

現状はどうなのでしょう。市は支援することができないからこういった表現になっているのでしょうか。

<A委員>

実際あまりやってくれていないように思います。

<事務局>

基本的に地域コミュニティは任意の団体ですので、例えば、義務規定として「～しな

ければならない」とすると、その関係は崩れてくると考えます。

支援といっても色々な支援の仕方があると思います。第7条のような支援であったり、第8条のような活動拠点の整備であったり、場合によっては具体的な活動の支援であったりするかと思いますが、そういったものになると当然予算の支出を伴うものであり、別の場での議論が必要になってきます。条例に「～できる」という文言があれば、それを根拠に予算の支出も可能になると思われますので、根拠となるような条例をつくれば良いのではないかと思います。

< F 委員 >

よく分かりました。

< 社会長 >

では、第12条はこれくらいでよろしいでしょうか。次に第13条に入ります。

第13条 市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を自覚し、自らの持つ専門能力を活かしてまちづくりに貢献するものとする。

2 市民活動団体は、多くの市民に市民活動のわかりやすい情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

< D 委員 >

「自らの持つ専門能力を活かして」という部分で、私は自分自身が市民活動をしています。団体として専門的なものがあるかもしれませんが、私自身には専門能力というものはないと感じています。ここで言うなら、自らの持つ「個性」なのかなと思います。

また第2項で、「多くの市民に市民活動のわかりやすい情報提供を行い」とありますが、市民活動のわかりやすい情報提供というのは、市民活動をしている人たちがどのように伝えていくのか、それは行政がすべきではないでしょうか。

< A 委員 >

それは活動している人たちが、どんな活動をしているかということをも自分たちで市民に知らさなければならぬと思います。

< D 委員 >

それは、第2項の後半にある「自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする」のところであり、前半にある「多くの市民に市民活動のわかりやすい」というところにある市民活動は、全体的な大きな意味での市民活動のことをいっていると思います。市民活動の内容そのものについては団体が伝え、団体全体のことは行政と団体が一緒に理解されるよう努めるという、二つの意味が入っているように思うのですが。

< F 委員 >

「自らの活動内容が市民に理解されるよう」というのは結論であって、そのための方法として、「市民活動のわかりやすい情報提供を行い、活動の輪を広げる」ということがあるのかと思います。つまり意味は一つだと思います。

< 坂本副会長 >

つまり、「市民活動のわかりやすい」という部分は要らないということですね。要は情報提供をして活動の輪を広げて、活動内容が市民に理解されれば良いということですね。

< D 委員 >

そうですね。そういうことであれば良いかと思います。

< 坂本副会長 >

つまり、本来、解説文にあるべきものが条文に入っていることで、かえってそれが別の意味があるかのように一人歩きしてしまい混乱を招いたということですね。

あと、もうひとつ、第1項の部分で、先ほど専門能力はないとおっしゃいましたが、決してそんなことはないと思います。市民活動はテーマ性ですよ。それが地域コミュニティと対比しているわけですよ。テーマを追求していると、当然そのテーマの知識や経験が増えていくわけで、それは専門性ですよ。それを否定してしまったらテーマコミュニティの存在意義とは何なのかと問われかねないと思います。なので、ここはむしろ大事にしたほうが良いのではないのかなと思います。

< E 委員 >

私も坂本副会長の意見に賛成です。ここが今までのNPOの悪いところで、自分の専門性をきちんと意識したうえで、市民のみなさんにもきちんと理解してもらえるようにわかりやすく情報提供していく能力を身につけていかないと、ただの自己満足になり、そこに市が支援をする意味はありません。なので自分たちで意識して力をつけていくことが市民活動団体としての役割だと思うので、それを定義するのは良いことだと思います。

< 辻会長 >

「専門能力」というよりは「専門性」とするのが良いかもしれませんね。それか、その前に「知識と」とつけて、「知識と専門性」とするかですね。まとめると、第2項は「市民活動のわかりやすい」の部分の削って、「多くの市民に情報提供を行い」とすると良いでしょうか。「多くの」も要らないように思いますね。

< 坂本副会長 >

つまり自分たちの自己満足で終わらずに、積極的に外に情報を提供するということが大事だと思います。

<社会長>

では、「市民活動団体が、市民に積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。」としましょう

また何かご意見ございましたらまた言ってください。では第 14 条にはいります。

第 14 条 市民は、市民活動への理解を深め、自発的にその活動に参加するよう努めるものとする。

これは、市民のことを考えているのか、それとも市民活動団体自身が活動をますます推進していくための項目のなっているのでしょうか。

<坂本副会長>

これに関しては、協議内容のところになります。基本的に 27 ページのところの第 11 条の第 1 項と同じものではないかと思います。つまり、第 11 条の第 1 項の「地域コミュニティ」の代わりに「市民活動」が入るのではないかと思います。

<社会長>

対になっているのです。ただ、地域コミュニティにはその謳い方が非常に大切なので良いのですが、市民活動に関してこういう語り口になると、当たり前のことではないかという気もしますが。

<坂本副会長>

市民活動に参加していない方が対象になっているということ。

<社会長>

活動団体自身が、もう少し自分たちの専門性を高めるように研修をするなど、そういった部分は要らないということでしょうか。

<A 委員>

コミュニティなので、ここは、4、5 人でも集まったら市民活動になるわけで、そういったことを言っているのではないのでしょうか。

<渡辺副会長>

まず市民活動を理解して参加するわけですが、参加には色々あると思います。活動することだけでなく、「頑張ってるね」と声をかけるとか、寄付をしてくれるとか。ここが、第 11 条の第 1 項の地域コミュニティで言う「主体的」と、この第 14 条の「自発的」という言葉は違いに表現されていると思います。自発的に寄付したり、実際の活動はできないけど応援しているというのも、市民活動団体のモチベーションを保つ上ではすごく重要で、市民に期待しているので、この条文にはそういった願いがこめられています。

先ほど社会長がおっしゃったことは、職員の知識や技術により市民活動をする環境を整えるということが第 8 条の協働推進のところに入ってきているので、それで解説文にでも入れていただければ良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

< F 委員 >

ここの条文は、条例案第 5 条の「市民の役割」の 3 がこの条文になったと理解しています。

< 社会長 >

そうです。もともと市民活動の推進というのは、地域コミュニティは自治会がイメージされていて、市民活動団体はNPO法人がイメージされています。それがそれぞれ対になるようなかたちで作られています。

場合によっては、市民の中で市民活動の理解を深めるということと、支援するという意味もあります。ここのところは、27 ページの地域コミュニティの推進のところを見てもらいますと、もちろん入らない人もいるかとは思いますが、基本的にはその地域に住んでいて、その地域のコミュニティを守っていくということは非常に大切なことですから、こちらは第 2 項のところ为重たいところだと思います。

これにあたるものが、この条文にもあるとバランスが良いと思います。支援をするといった、寄付だとかボランティアも含めて何か言葉を入れて補ったほうが良いのではないかと思います。

それでは第 15 条に入ります。

第 15 条 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援することができる。

これは、地域コミュニティと対になっているものです。ここはよろしいでしょうか。

《異論なし》

< 社会長 >

では次に入ります。今度は市民参画のところですね。

第 16 条 市民は、総合計画などの市の基本的な計画の立案、実施、評価に至る過程において参画することができる。

2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。

ここはいかがでしょうか。

< F 委員 >

「総合計画などの」と具体的に出すより、「市民に直接関わりがあるような計画」などと表現し、説明を求められれば例として総合計画などを答えると良いと思います。

< 坂本副会長 >

ここは市の基本的な計画ということが大事であり、「総合計画などの」というのはあくまで例示の一つであがっていると思います。市の基本的な計画の例として、実際に総合計画が最も妥当かどうかという話になってくるのですが、違和感があるのであれば削除すれば良いと思います。

< K 委員 >

「総合計画など」とありますが、具体的なイメージとしての総合計画をあげていただいているかと思います。総合計画というのは山口市のまちづくりの基本的な計画ですが、それをみなさんにイメージしてもらうために総合計画とここに謳ってあると思います。

ただ、「基本的な計画の立案」とは何だろうと、市民のみなさんは思うと思います。

< 坂本副会長 >

では、総合計画という言葉がみなさんがどこまで知っているかということになるのですが、そうすると「まちづくりのための基本的な計画」とかいう言葉のほうが良いかもしれませんね。

< 社会長 >

計画だけに参加するのでしょうか。施策段階でも委員会などあるでしょう。必ずしも計画だけではないですね。これは計画しか市民は関わっていないのでしょうか。

< A 委員 >

計画段階では参画しているが、実施の段階に入ると行政サイドになり、実施が良いとか悪いとか言う場はありません。評価することはできると思いますが。ここではあくまで計画としてしか参画できないのではないのでしょうか。

<坂本副会長>

第2項のほうが一般的な内容になっています。つまり第2項に全て含まれていて、第1項に計画のことが特出しされていると思います。それをどう解釈するかだと思います。わざわざこうしている理由として、まちづくりを進めていく上で最も前提となる計画がその後のまちづくりに最も影響を与えるということで最初に出しているという理解におければこれで良いと思います。会長が先におっしゃったようなことに関しては、第2項に含まれているかだと思います。

<事務局>

よろしいでしょうか。

総合計画は基本的には市の最上位の計画です。それに基づく施策の部門計画がそれぞれ出てきます。それらも当然基本的な計画ですので、それらに対しても市民参画の対象になると考えています。「総合計画」という言葉を出すことで逆に誤解を招くということであれば、削除したほうが良いと思いますが。そのあたりもことも含めて解説書に書いておくという手もあると思います。

<坂本副会長>

結局は総合計画、またさらにテーマ毎の計画もまちづくり計画のひとつだと考えれば、先ほど申し上げました「まちづくりに関わること」ということでカバーできるかなと思いますが。

<A委員>

総合計画というのは最上位にあるもので、基本にあるものなんですね。福祉計画とか、交通計画とかありますが、全て総合計画の中に入っているものなんですね。

<K委員>

総合計画、そして基本条例も同じですが、山口市において一番大事な部分だと思っています。総合計画に沿って色々なまちづくりに関することが動いているので、市民一人ひとりが総合計画について知っておかなければならないと思います。削除しても良いですが、できればここで総合計画という言葉を残し、基本的な計画であるということを市民のみなさんに知ってもらうためにも、解釈をつけていけば良いのではと思います。

<坂本副会長>

小さなことかもしれませんが、「などの」とすると対等なものになってしまうので、「総合計画をはじめとする」というふうに表現し、上位にあるということの意味合いをつけるのはいかがでしょうか。

<社会長>

では、「総合計画をはじめ、市の基本的な計画の立案」というかたちでいきたいと思います。では、市政運営ということで、第17条に入ります。

第17条 市は、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本にした行政運営を行わなければならない

この条文について、何かありますでしょうか。

<D委員>

「市政運営」と「行政運営」は何か違いがあるのでしょうか。

<坂本副会長>

意味的には特に区別する意味はないでしょう。どちらかに文言を統一すれば良いと思います。

<社会長>

そうですね。

<坂本副会長>

それから、「市民の参画を基本とした」とありますが、それは参画とか参加とか協働とかの話からだと思いますが、そこは定義づけが必要になるかと思います。つまり、「参画」とある場合は、なぜ「参加」ではなくて「参画」なのか、ということです。そこにどれくらい意味を込めるか。

<社会長>

そもそも「市民の参画を基本とした」という部分は要るのでしょうか。「反映されるよう行政運営」とか「反映させるよう市政運営」でも良いのではないのでしょうか。

<坂本副会長>

確かにくどいですが、まちづくりとか協働を意識した条文ということで敢えて入れるということで。確かに文章的には除けたほうが簡潔になりますが。

<渡辺副会長>

どちらかという、参画を基本とした市政運営の意味合いが、参画の手法であったり、審議会のあり方であったりとか、そのあたりの工夫が盛り込んであったほうが良いと思



うので、解説に入れると良いと思います。

<坂本副会長>

今の第 17 条のほうは、最終的に、「市民の参画を基本とした」の部分は残しましょうか、外しましょうか。文章的にくどくて普通は外すべきだが、敢えて条例の性格を考えて残すか、くどいため、外して解説で対応するか。どうでしょうか。

<G 委員>

第 16 条の第 2 項は、参加する機会、その場について問われていて、この市政運営にある「参画する」は「企画をする」ということで、市と一緒にできる体制が必要ということで敢えて入れたのだと思います。なので、内容が違うというか、対象が違うのでは。

<坂本副会長>

内容は違わないと思うのですが、条例ですのでより抽象度があがっていて、解説のところでの内容を盛り込んでいけば良いと思います。それが一般的には正解かと思えます。それでも敢えて市民の参画という言葉を入れたいという意見が強いのかどうかです。

<G 委員>

確かにくどい気はします。

<坂本副会長>

結局、市民の意思が適切に反映されるにはどうしたら良いかという方法論の話であり、参画ということを大事にしてきたので確かにくどくなっているとは思いますが。

<社会長>

「市民の参画を基本にした」というところはくどいということなので、条文からは削り、解説文で対応しましょう。よろしいでしょうか。では第 18 条に入ります。

第 18 条 市は、総合計画などの市の基本的な計画を策定するときは、事前に案を公表し、市民の意見等を求めるものとする。

2 市は、前項で提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。

「市民の意見等」というところが引かかるのですが。

<事務局>

よろしいでしょうか。パブリック・コメントについては資料 1 にもありますが、基本的にこのパブリック・コメントは、国の行政手続法の中で、意見を表明する制度があり、

それに準じた制度になっています。基本は色々な意見を出してもらおうということ、そしてその意見の中にも色々なご提言にあたるようなものもあるということで、「意見等」というまとめ方にさせていただいております。

<社会長>

それでは、これは一般的に他の地域でも使われているものということですね。「理解」ということも、含まれているということですか。入れてはいけないことでしょうか。

<事務局>

ここではあくまで市の計画に対して市民のみなさんからご意見をいただいて、それに対する市の考え方、例えばご意見を取り入れる理由やご意見を反映できない理由を説明していくということです。

<社会長>

ということは、解説文の中に「理解」という言葉を入れることもできないということですね。では第19条に入りましょう。

第19条 市は、附属機関等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率や年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等を考慮するとともに、幅広い分野から人材をどうようすることにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

附属機関の用語については、今日配られている資料に条文の用語ということで書いてあります。「附属機関とは、法律又は条令の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審査会、審議会等の機関のことをいいます。またこの他に、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置される委員会等の「私的諮問機関」もあります。」ということですが、ここを解説に入れましょうか。それから第2項が少し長いですね。

<B委員>

僕はこの方が良いと思います。第2項をどのように活用するかというのは、会議の目的によって変わってくると思います。僕がいつも思っているのは、このメンバーの公募者の中には、旧山口市中心部の若い男性がいません。やはりある程度バランスの取れた委員会であればならないと思います。一応条例に載せるが、そのとおりにするかしないかはその会議の内容によって上手に対応していけば良いと思います。

<渡辺副会長>

この市民会議の公募委員は20名ですが、応募は27名くらいあったと聞いています。

<辻会長>

ではこの条文はこの条文でよろしいでしょうか。

<C委員>

少し長いように思います。これは私の案ですが、「市は、附属機関の委員の選任にあたっては公募による選考に努めるものとする。第2項 委員構成は、男女を問わず幅広く人材を登用するものとする。」男女の比率や年齢構成が謳ってありますが、当然これは考えて進めていくものであり、条文にわざわざ謳わなくてもいいのではないかと思います。

<K委員>

男女の比率の部分は、私が非常にこだわっているところです。これからは男女がともにまちづくりを担っていかなくてはならないと考えます。

<C委員>

私は「男女を問わず幅広く」という表現で、全て、男女比率や年齢構成なども含めていると考えています。この条文でそこまで細かく謳いこまなくても、そのあたりことは当然考えるべきことだということで十分運用で対応できると思います。

<K委員>

ここは大事なことなので、条文に謳うべきだと思います。

<L委員>

私もその意見に賛成です。「問わず」という表現だと、どう解釈されるか分かりません。

<坂本副会長>

比率というのは、具体的にありますか。6対4は良いとか、7対3ではいけないとか。

<K委員>

審議会等の女性委員の比率は、30%にしようという目標が掲げられていると思います。

<渡辺副会長>

私は「男女を問わず」、人間として尊重されて審議会の委員になるというかたちが自然だと思います。それから、先ほど会議の手法のところ「工夫」と申し上げましたが、「幅広い分野から人材を登用するとともに市民の多様な意見が反映されるような運営に

努める」ということが入ってくると、委員の構成だけではなくて、意見の発言しやすい環境をつくっていくという解釈ができると思います。

< 社会長 >

私は年齢が偏らないように、敢えて男女比率とか年齢構成を入れたほうが良いと思っています。ただ、「他の附属機関等の兼職状況等」というところは要らないと思います。

< I 委員 >

私も男女の比率や年齢構成は、このまま、文言を入れておいても良いと思います。私も県の男女共同参画の委員をしていた時がありますが、男女比率の目標を掲げても実際はそうならなかったので、敢えて条例に書く必要があると思います。もうひとつ入れて欲しいのは、「幅広い分野・地域」という言葉です。地域という言葉を入れることで、徳地や阿知須などからも登用するという事です。

< A 委員 >

私は他の委員もしておりますが、他の委員会では女性の委員は少なく、高齢者ばかりのものもあります。なので、もう少し幅広く出てきていただいたほうが良いかと思えますし、その中で地域性のことも考える必要があるか思えます。また一人の人が兼任するというのはあまり良くないとも感じています。

< E 委員 >

男女比率もですが、年齢構成も大事だと思っています。今回は学生さんたちも入っていますが、人材育成という視点からみても、若い人たちも参加しやすい環境になるといいなと思います。それから、幅広い分野からいろんな方たちを登用するときも、例えば河村さんが出産後に会議に出席されたときに託児がつくのかどうか、心配していますが、そういったように、色々な方を登用することに伴って整備が必要になると思います。

< A 委員 >

これは希望ですが、私はこれまで色々な審議会の委員として出させていただきました。まちづくりの関係でも充て職というのではないほうが良いと思います。公募で、まちづくりについて真剣に取り組もうという方が委員をされるのが良いと思います。

< E 委員 >

パブリック・コメントですが、「意見を募集しましたが、3件でした」とかを見ると本当に意見を聞く気があるのかなと思ってしまいます。委員の公募といっても、募集しても結局人が集まらず、「応募がなかったから 800 字書いて」などと、委員に応募するように頼まれることが起こりうると思います。だから募集内容に興味を持ってもらえるよ

うな公募の仕方が大事なかなと思います。この条文には入らないのかもしれませんが。

#### < 社会長 >

充て職も、事業を動かそうとすると、どうしてもそこに関わってくる人の協力が必要になります。充て職というと消極的かもしれないが、本来は充て職であっても会議や委員の代表としてまちづくりに参画しているという意識が必要だと思います。しかし現実には機械的に充てられているのが現状だと思います。難しいところですね。充て職として理解されるのではなく、市民の中の代表として、大事な役割を担っているということを意識してもらいたいですね。

今、市民全体があらゆるものに対して冷ややかな感じがします。もう少しみなさんが自分以外のことに対して積極的に参加していかないといけないと思います。そして、そのことに対してもう少し評価することが必要だと思います。委員になっている人に対して評価する様な市民社会を市民が作っていく必要があるかと思います。では、順番が戻りますが第4条の「市民の権利」にいきましょう。これについて何かございますか。

第4条 市民は、安心、安全な生活環境を目指して、地域の活動に参加、参画する権利を有するものとする。

2 市民は、市政に対して意見を提言する権利を有するものとする。

3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、市の保有する情報について知る権利を有するものとする。

#### < B 委員 >

議会に対しては、市民の権利は及ばないのでしょうか。自分たちが選んだ議員の議会構成ですから、何も言うなというのであればそのとおりにかもしれないが、例えば適正な定員とかそういったことについて、条例で意見が届くと良いと思うのですが。

#### < 社会長 >

個人的な意見ですが、実際には議会まで発言したいと思っています。しかし議会でも「議会基本条例」について研究され、条例をつくろうとされていますから、あまりこちらから動くべきではないのかなと思います。議会の条例案が出来た時点で考えたほうが良いのではないかと考えています。

#### < 渡辺副会長 >

第2項で、「市政に対して意見を提言する権利を有するものとする」とあるので、そこで解釈すれば良いのではと思うのですが。

< A 委員 >

つまり先ほどの意見は第 2 項で含んでいるということですか。

< 渡辺副会長 >

そういう解釈もあるのではないかと思います。

< A 委員 >

私も 16 年間議員をやっておりましたが、確かに B 委員が言われるような状況も見受けられると自分自身も反省しております。中に入っていたら分からない、外から言われて分かることがあります。全国的に見ると議員定数を減らしたり、議会の役割が問われる条例などが出来つつありますから、市議会もそのうち目覚めてくれるのではないかと思います。これは大きなテーマであるので、この委員会が出たみなさんの意見を取りまとめて議題としてみる必要があるのではないかと私は思います。

< 辻会長 >

他に何かございますか。

< H 委員 >

第 1 項の「地域の活動に参加、参画する権利」の「地域の活動」は、あとに地域活動とか市民活動とか地域コミュニティの活動とか出てくることを考えると、両方の活動に参画する権利を有するとなるほうが自然なのではと思うのですか。

< 辻会長 >

そうですね。ではどういった表現にしましょうか。「まちづくり」という表現でくりましょうか。他にご意見ございますか。

< E 委員 >

条例案に、「全ての市民は生涯にわたって、平等に学ぶ権利がある」というのがあり、私はこの項が案として提示されて嬉しいと思っていました。しかし調整会議のときに削ってよいだろうということになったので、なぜ削ったのかと思っているのですが。

< 坂本副会長 >

平等に学ぶ権利は憲法で保障されており、今回の条例の目的に照らしたときに敢えてそれを入れる必然性があるのかということで、今回は外したと思います。それでも入れるということであれば、それだけの強烈な根拠がいるのではないかと思います。

< E 委員 >

なぜ私が「全ての市民は生涯にわたって、平等に学ぶ権利がある」という条例案を見て嬉しいと思ったかという、強烈な根拠かどうかはわかりませんが、例えば、今度児童家庭課のほうで「山口市次世代育成支援行動計画」の策定の際に、私だけでなく、他のお母さんたちと一緒にそのことについて勉強したいと思い、市のお気軽講座に申し込もうとしました。しかし、その講座に参加する環境は自分たちでつくって、市は講師を派遣するだけでした。私たちは託児を用意しないと参加できません。ここでこの条例があれば、学ぶために託児が必要だと言えるかなと思いました。

<坂本副会長>

今の説明だと、条文の「学ぶ」が思いの中心ではなく、社会参加したいときにその環境を保障してほしいということですね。そうすると、市民の権利というよりむしろ、行政のサポートとか環境整備というところに入っていれば良いのかなと思うのですが。

<渡辺副会長>

方法としては、状況を理解してもらって、同じ講座を2回してもらうとかで対応できますよね。自分たちもできることをしながら活用する必要があると思います。

<坂本副会長>

第16条の第2項にある参画機会の保障を広く捉えると入ってくるのではないかと思います。解説文に加えるとか。

<社会長>

基本的には坂本福会長が言われたようなかたちが良いのではないかと思います。生涯学習のような学習権のようなものは敢えてここで出さずに、市民が主体的に何かできるための根拠となるようなことを条文で謳っていれば良いかと思います。

<F委員>

これは私が出した項目なのですが、削除することも私が提案しました。

最初は市民の権利ということで、入れたほうが良いと思いました。しかし、市民は権利を7つくらい持っていて、学ぶ権利というのはその中のひとつであり、学ぶ権利だけをこのまちづくり条例の中で出すことは唐突であると自分自身が判断しました。もし学ぶ権利を入れるならば、「まちづくりに関する知識を身につけるために学ぶ権利がある」とすれば入るかなという意見も提案はしたのですが、やはりこの条例に出すのは唐突過ぎると思いましたので、削除を提案し、みなさんにも了解を得ました。

<社会長>

非常に魅力的な文言ではあるとは思いますが、前文か何かで反映できればと思いま

す。基本的な精神の話かと思imasuので。学ぶ権利のところだけでこだわって、そこだけ条文にあげるのは異質な感じがするので外した部分がありますね。

< F 委員 >

付け加えますと、こどもにも学ぶ権利があるという意見も 1 班から出ました。だから、全ての市民、例え年をとっても生涯をわたって、ということで最初に入った文言でした。

< 辻会長 >

この基本的な精神は、前文の中にわかるようにすれば良いのではと思います。それでは第 5 条にうつります。

第 5 条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

参画が参加というかたちになっていますが、これくらいで良いでしょうか。

< D 委員 >

調整会議のときのことをふと思い出したのですが、「地域社会に関心を持ち」というところで、「興味、関心を持ち」にしたら良いのではないかと思いました。

興味と関心は意味が違い、興味は、物事についておもしろいと思うことで、関心は、興味をもってより深く知ろうとする気持ちだと思うので、「興味」という言葉を入れたら良いと思います。もし「関心」という言葉を入れないなら、「自らまちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え」とすれば良いのではないかと思います。

< 坂本副会長 >

おっしゃることは理解できるのですが、ここは「地域社会」のところが重要になってくると思います。市民が自分の生活しているまち、足元を意識しましょうということ。ただ、おっしゃりたいのは「関心」という言葉のことですよね。興味と関心の言葉の違いがあるということですかね。ただ、一般的に考えて、興味と関心をそこまで詳しく区別する人はいないのではないかと思うのですが。

結局、第 14 条では「関心」という言葉しか書かないことに問題があると言われましたが、ここでは「関心を持って」という話ですから、「関心」という言葉を使うこと自体は問題がないと思います。

< 渡辺副会長 >

恐らく D 委員がおっしゃるのは、自主性というか、面白味をもって、必ず関わること



になる地域社会をエンjoyしてもらいたいという思いがあるのだと思います。  
その辺のことを考えて、解説文で対応するのはどうでしょう。

< 社会長 >

英語に訳すと「interest」ということなのでしょうね。日本語にすると違うように感じられるかもしれませんが、そんなに違いはないように思います。渡辺福会長がおっしゃったように解説文で対応できますので、このままで良いと思いますが、いかがでしょうか。

《 異論なし 》

< 社会長 >

それでは次に進みましょう。第 20 条です。

第 20 条 市は、計画的、効率的かつ効果的で、成果志向を重視した健全財政運営をするものとする。

2 市は、投資効果について、市民に分かりやすく公表するものとする。

3 市は行政組織の構成に当たっては、行政推進が円滑かつ効率的に運営できるよう、職員の適材適所の配置に努めるものとする。

第 1 項は要するに健全な財政運営をするということ、第 2 項は分かりやすく公表するということですね。要はお金を使うにあたってきちっと計画をたてるということですね。もう少し分かりやすくしたほうが良いですね。専門的な言葉が並んでいる気がします。

< D 委員 >

ここは解説文に書いていただいても良いのですが、成果志向となるとどうしてもかたちに見えた数字的なものだけになってしまうので、市民の満足度というものを何らかのかたちで表現してもらいたいと思います。文化等は数字で計れないと思います。

< 坂本副会長 >

ここは、「計画的」、「効率的」、「効果的」、「成果志向」という 4 つの修飾する言葉が健全財政運営の言葉につながっています。この 4 つの言葉の意味の違いを認識した上でそれでもなお必要であるということで入れているのか、それとも何となく入れているのか、そのあたりはどうだったでしょうか。

つまり、言葉が多いと思うのです。多いために大事な言葉がわからなくなってしまっている。或いは、「成果志向を重視した」という言葉に「計画的、効率的かつ効果的」という言葉が入っているという考え方もあるかとは思いますが。

< A 委員 >

財政運営と聞くと、お金、市民の税金というイメージが強い。そうなると、計画的に使うという言葉がどうしても出てくるように思うのですがその辺はどうでしょうか。

< 坂本副会長 >

健全財政運営は当たり前のことあり、この条例の中に入れるものとしては、まちづくりに関するものとリンクする必要があると思います。少し一般的過ぎる気がします。まちづくりをする上では、お金の面のコストだけでは計れなくて、広い意味での効果を考えてほしいということであれば、今回の基本条例にも合っていると思います。

< C 委員 >

総合計画では、成果指標という表現がしてあり、事業を実施した後に成果がどのようなであったか調査するようになっていきますので、成果志向という言葉よりも成果指標というほうが正しいのかもしれませんが。

< I 委員 >

総合計画の中には、全ての計画の満足度についても書かれてありますので、満足度も必要かもしれません。条文で言えば、「計画的、効率的かつ効果的」という文言は削除して、成果志向と満足度を上手く文章化するとすっきりすると思います。

< 社会長 >

坂本副会長が言われたように、財政運営ということを強調しすぎていて、敢えて私たちのまちづくり条例の中に謳う必要があるのかということは気にかかります。

< 渡辺副会長 >

強調したかったのは市民の満足度の向上を敢えて当たり前の中に入れることで、絶対に忘れないでということと言いたかったのではないのでしょうか。

< D 委員 >

今の文章が簡略化されていって、こういう文章になってしまったのですね。

< 坂本副会長 >

この条例で、財政運営に言及するというこの意味については、みなさんどのようにお考えですか。

< F 委員 >

私もこの市の責務を読んだときに、まちづくりとは関係なしに行政運営をしているときの文言を読んでいるように思いました。このように表現された理由を市から聞きたいと思ったのですが、恐らく、調整会議のときにはここまでいっていなかったですね。

<社会長>

事務局、説明をお願いします。

<事務局>

市の責務は調整会議の時に議論されておられません。前回の4班で協議されたものを、語尾の整理だけをしてそのままあげておりますので、特段事務局で意図があつて載せたというものではなく、議論されていないので、そのままになっている状態です。

<社会長>

では、なくても良いのではないのでしょうか。つまり、まちづくりのために市が全く助成できないと困ったことにはなりますが、そのぐらいのことはあるということが前提でまちづくりは動いていくはずですから。財政的な支援を謳うのであれば必要かと思いますが、省くか、残すなら何かまちづくりにリンクするような言葉を考えましょう。時間があまりありませんので宿題にさせていただきたいと思います。では21条に入ります。

第21条 市は、職員の意識・向上のための人材育成研修を行うものとする。

2 職員は相互に信頼関係の向上及び能力向上のための自己研鑽に努めなければならない。

これも、「まちづくりの」というニュアンスが加味されたほうが良いですね。まちづくりの理解のない方がおられたら動きませんので、この条文は必要ですね。

<坂本副会長>

私も会長の意見に賛成です。このままだと、市の行政職員の一般的な能力向上の話をしているだけで、敢えてこの条例にあげる意味はありません。第1項に関しても第2項に関しても、まちづくりに関する文言が何らかのかたちで必要と思います。

<B委員>

私もそれはぜひ入れていただきたいと思います。前にも申し上げましたが、まちづくりとか自治会の行事なんかに出てくるのは誰か、出てこないのは誰かということを考えると、当然「まちづくり」という言葉をいれたほうが良いかと思います。

<社会長>

そうですね。それではここはこれでよろしいですね。では次に入ります。

第 22 条 市は、総合計画の推進にかかる内容について、市民が理解し易く的確かつ速やかに公表開示を行うものとする。

2 市は、まちづくりに関する市民の意見、要望等に対して応答するよう努めるものとする。

ここも分かりやすくする必要がありますね。ここは実は調整会議では協議されていない部分ですから、そのまま出されています。

<坂本副会長>

ここは総合計画だけが特出しされているように感じられますね。このあたりも「総合計画その他」というような表現に変えたほうが良いかもしれませんね。

<渡辺副会長>

説明責任ということですが、私は説明したら説明責任は果たしたということではなくて、市民が理解してはじめて説明責任を果たしたということになると思います。わかりやすく説明するなど、そういう表現にするとか。

<D委員>

今のところは2項のところの「応答するよう努めるものとする」で表現されていると思います。「応答する」という表現がなかなか理解しにくいですが。

<社会長>

ここはD委員が作られたところでしょうか。

<D委員>

応答という言葉自体は私ではなくて、確か事務局からアドバイスをもらったように思います。その中には、分かりやすく責任をもって答えていくという意味も含めています。

<社会長>

「応答」というのは弱そうな感じがしますね。もっと主体的な表現が良いと思います。まだ「回答」という表現が良いように思うのですが。

<渡辺副会長>

市民と直接接していて、市民から聞かれたことに対して回答を出すということが、相

手の課題を解決することにならない場合もあります。だから、誠実に対応するとか、掘り下げていくような姿勢も必要ではないかと思います。

<D委員>

分からないままで終わらないようにきちんと最後まで説明してほしいというのが、市民の意見ですよね。そこまで条例で謳うかという意見が確か班の中で討議されてこういったかたちになったとは思いますが。それと、確か議論していたときに、説明責任といっても、どこまで理解されるかというのが人それぞれで違うという意見も出ていました。

<社会長>

では、「適切に対応」という表現くらいにしておいて、また次回見たときに違和感があれば修正しましょう。

<A委員>

文言でお聞きしたいのですが、「市は、総合計画の推進にかかるとありますが、ここは「かかわる」ではないでしょうか。「かかる」でよろしいでしょうか。

<坂本副会長>

「かかる」という表現もあると思いますが、どうなのでしょう。

<事務局>

どちらでも大丈夫と思います。「かかる」という表現をするときもありますので。

<坂本副会長>

それと「市民が理解し易く」というところですが、「市民が理解し易いように」としてはどうでしょうか。

<社会長>

「的確に」も要らないのではないのでしょうか。

<坂本副会長>

「市民が理解し易いように速やかに」ということですね。

<社会長>

では次にいきます。

第 23 条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるように管理保存、管理しなければならない。

2 市は収集した情報は市報などさまざまな手法により公開に努めなければならない。

< B 委員 >

「さまざまな手法」という文言がありますが、「適切な手法」によりという表現のほうがいいかと思います。それから「～なければならない」という表現も「～ものとする」という表現の方が良いと思います。

< 坂本副会長 >

もともと「さまざまな」とおいていたことに何か意図があるのかなと思うのですが。つまり、限定されずに色々な方法でということ。情報に合わせて色々な方法の中から適切な方法を市が探るということ、結局意味することは同じなのですね。市報という具体例をあげているのはどうかというところはありません。

< 辻会長 >

最近では広報という表現で一括することが多いようですね。その言葉の中に市報やホームページもあるということで。これでは、市民に知らせるということに重点を置くべきところが、手法のほうにあるようなイメージがあります。

全て出すわけにはいかないでしょうから、要はどのくらいまで出すかですね。

< 渡辺副会長 >

基本理念のところにお互いの情報を共有するとあるわりには、情報共有に対する文言が薄いと思います。ここにもってくるのが相応しいかどうか分かりませんが、市民とともに新しい手法の情報発信を検討していくということを解説などに入れるなど、思いを反映すると良いと思います。

< 坂本副会長 >

情報発信ということですね。情報公開というと消極的印象があるが、情報発信というと積極的に宣伝するという意味合いがありますよね。

< 渡辺副会長 >

まちづくりに関するお互いの情報を共有ということが基本理念であがっているので、情報共有を促進するようなものがほしいなと思います。

< 坂本副会長 >

行政のほうはなるべく持っている情報を差し支えない範囲で公開となりますが、活

動ということの情報でいうとまちづくりを担う団体、市民団体であったり、コミュニティ団体が積極的に情報発信するということですね。

<渡辺副会長>

市の仕組みなどを市民に分かりやすく広報していくこと、市民の視点にたつということが大事になると思います。中間支援のコーディネーターという言葉が出てきましたが、その人たちの役割かもしれませんし、この条文にわざわざ謳うことではないのかもしれませんが、その辺のつながりが大切なのではないかと思います。

<辻会長>

情報共有というのは、積極的に議論してきませんでした。情報共有というのは市だけの責務ではなくて、自治会もNPO法人もみんなで共有するものなので、どこかで別について謳ったほうが良いように思うのですが。

<F委員>

これに関しては、市民の権利か基本理念のところの情報共有という言葉がありました。そこに全て入っていれば、他のところで謳わなくてもいいのではないかという意見も出ていたと思います。

<辻会長>

市民の権利の第3項のところでは共有は謳っていません。基本理念のところには謳っていますが、具体的な条文のところには謳っていません。結局ここはどこの班も考えていなくて抜け落ちていた部分だと思います。共有のところを別に謳っていかないと、ここは大事なところですので。ここは宿題で考えていきましょう。大事なことが提案されてよかったです。

<渡辺副会長>

市民の視点で市民が市のことについて情報発信できるように、市に手法を考えてほしいというところがあります。

<辻会長>

その場合、どういうメディアを使ってということではないということですよね。

<坂本副会長>

情報を共有しないといけないという中で特に市として、情報の共有につながる公開をしていこうということですよ。

<社会長>

ここは宿題ということにしましょう。では最後の個人情報の保護に入ります。

第 24 条 市は、市民の権利及び利害が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければならない。

<B委員>

「利害が侵害」という言葉が少しひっかかるのですが。

それから、「個人情報を保護しなければならない」という文言ですが、これまでの会議で、これがあるから上手くいかないということが議論されてきました。なので、個人情報保護という、既に別の法律などにあることを条文にする必要はないし、もし書くのであればもっと工夫して、まちづくりがしやすい、まちづくりに障害のないような表現にもう少し研究する余地があると思います。

<渡辺副会長>

賛成です。下関市の条例に「市民等及び市は、市民参画を推進するために相互に情報を提供及び共有することに努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有にあたっては、個人情報の保護に配慮するものとする。」という条文があります。つまり、目的があって、それに対しての個人情報の配慮ということなので、今のように特別に個人情報の保護だけを出さない方法も良いのではないかと思います。

<坂本副会長>

第 23 条と統合するということですよ。

<D委員>

必要などころには情報を提供しなければならないという話はあったのですが、個人情報の保護と書いてあるために、保護ということにこだわってしまったと思います。

<坂本副会長>

つまり個人情報の保護ではなくて、個人情報の適切な取り扱いということですよ。

<社会長>

とにかく、我々としては、自治会長さんくらいは、せめて自治会の中で一人暮らしをしていて困っている人がいるなどの情報はわかるようにしていかないと、何一つ活動はできませんよね。個人情報ということを理由に何も知りませんということでは自治会活動はできないわけですから。全員が知る必要はありませんが、会長さんに守秘義務を課



すなどの運用で、ある程度知ってもらおうようにしないと。それが市民にとって安心安全な社会を作っていくために必要なことだと思います。

< A委員 >

個人情報の適切な運用が、今はねじまげられている気がします。本当の個人情報というのは、この前少し解説を聞いたときには、対象が5,000人を超えた場合の活動に対してはかなり厳しいが、それ以下の場合あまり厳しくないと解釈しています。だから、例えば防災などでお年寄りとか子どもをどのように保護するかという場合には、情報の提供を求めても良いと思います。そのあたりのことを考えた文言にしたいですね。

< 社会長 >

ここはもっと工夫したいですね。緊急時の対応のために、ある程度の個人情報を知ることが必要ですね。本来は、まず公共性がある個人の権利があるはずなのに、今は個人の権利ばかりが出ています。実は行政はある程度知っているのですが、個人情報の保護のために出せない部分がありますね。ここは何か考えていきましょう。

以上、第24条まですることができました。あとのところは、私たち会長副会長に任せたいのでよろしいですか。次のたたき台はプロセス会議で討議したいと思います。

#### 【6 次回開催について】

< 社会長 >

4月は2回会議を開催したいと考えていますが、次回の第11回の会議は4月12日の午後1時からということによろしいでしょうか。

< 事務局 >

お忙しい中、申し訳ありませんが、できれば19、20日くらいまでには中間案ができあがっていれば良いと思っています。

< 社会長 >

では12日と19日にしましょうか。

それから前文はみなさん方に考えてもらったものを基に坂本副会長に取りまとめて作ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異論なし》

#### 【7 その他】

	<p>&lt;事務局&gt;</p> <p>それでは事務局から連絡させていただきます。</p> <p>前文について、条文等を既にお考えの方もおられると思いますので、そのご意見を来週の3月25日(火)必着で事務局までいただければと思います。その後、事務局でみなさんの思いなどを整理したうえで、坂本副会長さんにお渡ししたいと考えております。メールでも郵送でも、特に様式などは問いません。</p> <p>それから、かわら版の4号を作成していただいておりますが、今日は印刷が間に合いませんでしたので、出来上がり次第、みなさんに送付したいと思います。その後、皆様から市民の皆様に広報していただければ思っています。</p> <p>それから、本日もアンケートを記入いただきまして、回収ボックスへ入れていただければと思います。</p> <p>&lt;社会長&gt;</p> <p>では本日はこれで終わります。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">署名委員 山根 伊都子</p> <p style="text-align: center;">署名委員 益田 徳子</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 レジユメ</li> <li>2 第10回プログラム(資料1)</li> <li>3 (仮称)山口市まちづくり基本条例構成案(資料2)</li> <li>4 (仮称)山口市まちづくり基本条例の条文たたき台(資料3)</li> <li>5 「(仮称)山口市まちづくり基本条例」のたたき台(Ver.2)の柱立て【第9回資料】(資料4)</li> <li>6 アンケート</li> </ol>
<p>問い合わせ先</p>	<p>自治振興部協働推進課協働推進担当</p> <p>TEL 083-934-2965</p>